障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

１　計画作成機関（任命権者）

　　　八頭町（八頭町長、教育委員会、農業委員会、議会議長）

２　評価年度　　　令和５年度

３　目標に対する達成度

　(1)採用に関する目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目　　標 | 目標値 | 実績値 |
| 毎年６月１日時点の実雇用率において、同日時点の法定雇用率を達成 | 法定雇用率２．６％（１０人） | 実雇用率２．５２％（１０人） |

　(2)定着に関する目標

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　標 | 実　　績 |
| 不本意な離職を極力生じさせない | 評価時点において、不本意な離職は生じていない |

　(3)満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目　　標 | 令和５年度 | 令和４年度 |
| 毎年度調査を実施し、満足度の向上に努める | 21.17点／30.00点 | 22.57点／30.00点 |

* 障がい者である職員に対して、厚生労働省例示のアンケート調査を実施

（設問毎に点数化、全体平均により算出）

　※ 職員毎、設問毎における個別の要望等については、配属先の所属長へ伝達するとともにその改善を図るよう情報を共有

　(4)キャリア形成に関する目標

|  |  |
| --- | --- |
| 　目　　標 | 実　　績 |
| 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練の実施 | 職員人材開発センターの研修に参加 |

４　取組内容の実施状況

　(1)障害のある職員の活躍を推進する体制整備

　　①組織面

イ）障害者雇用推進者として、総務課長、教育次長、農業委員会局長、議会事務局長を選任

ロ）障がい者職業生活相談員として、総務課福利厚生担当を選任

ハ）障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、人事担当者、関係部署の責任者等や職員団体代表者等と連携体制を構築し、必要な情報共有を図ることとしている

　　②人材面

　　　イ）新規に障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）について、鳥取労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講

　　　ロ）障がい者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る

　(2)障がい者活躍の基本となる職務の選定・創出

　　①障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、鳥取労働局や関係機関等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討

　(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

　　①職務環境

　　　イ）相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じている

　　　ロ）なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施

　　②募集・採用

　　　イ）募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行っていない

・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する

・自力で通勤できることといった条件を設定する

・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する

・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する

・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する

　　　③働き方

　　　　イ）時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進に努めている

　　　④キャリア形成

　　　　イ）本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施することとしている

　　　⑤その他の人事管理

　　　　イ）障がい特性に配慮した通勤等への配慮を検討

　　(4)その他

　　　　イ）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進している

|  |
| --- |
| 令和４年度実績額 |
| 調達実績額　1,091,580円（令和３年度の約0.91倍） |

　　　　　※　調達実績については、翌年度６月頃の公表となるため、前々年度実績を記載